

國第十一回 參議院運輸・法務連合委員會會議錄第三號

昭和二十六年五月十八日(金曜日)午後
一時四十二分開会

本日の会議に付した事件

○自動車担当法施行法案(内閣)

○道路運送車両法案(内閣送付)

卷之三

輸、法務連合委員会を開催いたしました。

本日は自動車担当法案、道路運送車両法案並びに各その施行法案について

御質疑願います。

○政府委員(牛島正蔵) 前回の合同委員会で伊藤委員から数点に亘りまして御質問に対する御答弁を保留いた

して置きました。私どものほうといたしまして研究をいたしましたが、本日

は法務府の村上民事局長が出席されましたが、そこで、村上民事局長から御答弁申上げるようにないたしたいと思ひますので御了承お願ひします。

○委員長(檜竹春彦君) 只今の自動車局長の申出に対しまして御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕
○委員長(植竹春彦君) 御異議ないも
のと認めます。ではさよう決定いたし
ます。

○政府委員(村上朝一君) 前会の伊藤
委員の御質問のうち、先ず自動車抵
当法第六条に関連しまして、抵当自動
車から分離したものに対する抵当権の

効力が及ぶかどうか、又それを及ぼすべきであるかどうかという点について御説明申上げます。これは不動産を目的とする一般の抵当権の場合と同様に、自動車から分離された部品、附属品等に対しましては抵当権の効力は及ばない。又追求力を認める規定を置くことは適当でないと、かように考えます。抵当権者の保護という立場を徹底いたしますれば、抵当権者の同意を得ないで分離されたものに対しては追求力を認めることが理想でありますけれども、物を特定することが極めて困難であります。あらかじめ登録原簿の上に、個々の部品、附属品を具体的に行使することが技術的に不可能に近いので、取引の安全、又一般債権者の保護のためやむを得ないことと思うのであります。

もありますのは、「又は」から以下に
自動車の用途を廃止したとき、「言い換
えますと、登録自動車が自動車たるの
用途をやめて、自動車と称することを
得ないものになつたとき」という意味に
解釈いたしております。一方十六条の
「運行の用に供することをやめたとき
は」とありますが、この運行と申
しますのは、第二条の第五項に定義が
掲げてありますように、「人又は物品
を運送する」としないとにかくわらず、
道路運送事業を当該装置の用い方に從
事する用いること（道路以外の場所にお
いて用いることを除く。）をいう。とあ
りますが、例えて申しますと道路上で
運行することはやめるけれども、道路
以外の場所でのみ自動車として使つて
行くというような場合は、こちらに該
当するわけなんでありまして、言い換
えますと、十六条の場合は、自動車
であることは失わないけれども、道路
上の運行の用に供することだけをやめ
るという場合なのであります。十五条
の場合は不動産で申しますといわゆ
る滅失による不動産の消滅の登記に該
当いたします。又十六条の場合は、不
動産登記で申しますと、一旦登記され
た不動産につきましては、滅失しない
限り抹消の申請ということは不動産で

次に抵当権の実行に関する必要な事項を最高裁判所の規則に委任することは不当ではないかという点について申上げます。申すまでもなく規則制定権は本来裁判所における訴訟手続規定の範囲を超えることはないのですが、実体法上の権利の変動に関する規定等を規則に委ねるということは、憲法の精神に照しましても少くとも妥当ではないのであります。併しながら抵当権の実行による目的物の所有権の移転は、直接の原因は、競売といふ執行機関の行為でありますけれども、目的物の競売による所有権の移転ということは、抵当権の本来の内容として、当然予定されていることとあります。ここに規則に委ねようとする範囲は、如何なる順序方法によつて、如何なる時期に、この予定された権利変動が生ずるかということとどまるのであります。まして、実質的に新たな権利変動の原因を規定することまでも委任するものではなく、單なる裁判所における手続に関するものに過ぎないと言つていいことができるかと思うのであります。裁判所の手続に関する規定も新競法実施前は、細部に亘るまで法律で規定されておりまして、命令に委任したものも甚だ稀であつたのであります。が、新競法施行後の立法にはかなり広汎に手続規定を規則に委任した例も相当の数に上つております。それらの例に比較いたしまして、この法案における委任の範囲が特に広きに過ぎるとも思われないであります。

次に所有者の抵当権侵害行為について、罰則を設ける必要はないかといふ点であります。が、担保物件の目的となつておりますものを所有者が損壊する行為につきましては、刑法二百六十一條に、器物損壊罪の規定があります。民法に規定する担保物件につきましては、そのほかに特別の罰則は設けてないのであります。尤も農業動産信用法等では、特別の罰則は設けてありますけれども、これはそれらの特殊の理由に基くものと思われるのであります。例えば農業動産信用法の十八条には、抵当権者に損害を加える目的を以て抵当権の目的たる農業用動産を損傷し又は隠匿した行為を处罚することになつておりますし、又十九条におきましては、農業用動産の処分行為を处罚することになつておりますが、この場合におきましては抵当権の目的物が牛、馬等に至るまでの個々の農業用動産でありまして、登記による公示方法も必ずしも十分な効果を期待できませんので、一般の抵当権の場合に比べて、特に所有者の信義に訴える必要があるわけであります。かような理由で刑法とは別に罰則を設けてあるものと思われるであります。

が、民法は物権の設定、移転につきまして登記を効力要件とする、いわゆる形式主義をとつていいのでありますて、民法の不動産抵当権と全く同じ性質を持つております。この自動車抵当について違つた主義をとりますことは、法制一般の調和がとれないばかりでなく、登録を以て有効要件とすることになりますと、登録に公信力を認め、登録機関に実質的審査権を認める、ということが伴つて來るのでありますて、登録機関の構成、能力等の現状から考えましても、今直ちにこれを実現することは困難と思われますので一般的に従つたわけであります。以上或いは御質問の御趣旨に副わなかつた点もあつたかと思われますが御了承願います。

おきましては、質権以上の担保権を作り上げることに我々は努力しておつた。今まで問題になつておつた動産に対するところの抵当権というものの欠点といふものを私たちは考えなくちやならん。無批判にただ債権の確保の完璧を期する、その目的を達成することに汲汲として、その担保物にふさわしからざるものに對してこれを求めようとするその考え方、それを私たちは研究しなければならんと思うのです。御承知の通り不動産の場合と動産の場合と比較いたしますれば、不動産のいわゆる同一性というものはこれは容易に認識できる、動産の同一性といふのは我に認むることはできないのです。殊に自動車の場合におきましては日々消耗する。今日買った自動車は一年先に減以下になることは常識的に考えられるのです。日々消耗していくものである。いわゆる担保物としての目的にあらざわしからざるものであることは言ふまでもないのです。そのものが価値を変動せしめて、そうして恒久に存続するものならば、抵当物としていわゆる本来の抵当権の目的物としての適法性が認められない。殊にそのもののが自然消滅によってなくなつてしまふということでは、その点においてもう一つの債権の価値を保全しようとする物権……、いわゆる価値保全のための法性が認められない。その保全しようとすると保物権である。その保全しようとすると保物権である。その保全しようとすると保物権である。その保全しようとすると保物権である。

とは、これは常識的にあなたもお認めになるだろう。而も分離されたものは変更されることも容易である。その変更を如何にして保全するかということが動産に対しても我々は研究しなければならない。ただ目的を追及するに急にして、鹿を追う者は山を見すの例えでは断じていけないと思うのです。もつと本質論を掘下げて第一点について御答弁をお願いしたい。

○政府委員(村上朝一君) 自動車が、担保物として只今伊藤委員仰せのようないろ／＼な欠点と申しますか、不動産に比較いたしまして抵当権の目的物によさわしからぬ性質を備えておることは、私どもも十分考えたのであります。ただ從来動産につきまして、質権のみが抵当担保権として認められ、抵当権が認められませんでした一番大きな原因は、公示制度が備わらないといふ点にあつたことを考へるのであります。日々消耗するものであつて、担保価値が短期間に急速に下落する風これがあるということは、無論担保物、殊に長期信用の担保物としては甚だ不適当な性質を持つておるわけでありますので、公示制度が考えられますならば、この長期信用に適しないという自動車の性質を考慮に入れた上で、これを担保物として抵当権の制度が認められますならば、極めてこれによつて利する面も多いのであります。その点を彼此比較検討いたしました結果、前回

○伊藤修君 勿論その公示制度がある
ばかりもこれを問題にいたしてお
るのです。公示制度がなかつたら無論
問題にはならないのです。ただ公示制
度があるという一点のみによつて、い
わゆる物件たる抵当権の本質をも我々
は顧みずして抵当権といふことに創設
的なものを、動産抵当権といふものを
創設するかどうかといふ結論、若し創
設するなら別に反対するのではないの
です。若し創設するならば、世界の立
法例に恥かしくない手当をすべきであ
るところ申上げるのです。その欠点を
どうして補正して行くか、いわゆる抵
当権の確保をどうして我々は認めよう
とするかということを言うておるので
す。容易に分離すると、容易に消耗し
て行くという物に対して我々がどうい
う手当をして行かなくちやなんか、
漫然と不動産抵当と同じように、いわ
ゆる変更しない物と同じような考え方
で以て、動産の場合もこの抵当権を創
設するという考え方は不親切ではない
かとこう申上げるのですが、それでそ
の事例として分離されたものに対しても
追及権を寄こすかどうか、こういう御
質問をしておつたわけです。だからそ
ういう立法的な、いわゆる根本問題に
ついての御考慮をそういう点に煩わし
ていないのではないか。ただ動産抵当
権というものをを作るに急にして、ただ
登録制度があるからこれを目標にして
これを創設するということでは、およ
そこういうような新らしい法律制度を

○政府委員(村上朝一君) 私言葉が足りませんでしたのですが、公示制度があるからと言つて、これで正しく完成したわけではないのでありますて、消耗が早いということ、それから分離が容易であるというようなことは、抵当権の目的物として甚だ不利な条件なのでありますて、この点も研究いたしましたのでありますて、これは自動車について抵当制度を認めます以上避けがたい難点でありますて、かような難点があるにもかかわらず抵当制度を設ける必要があるかどうか、つまりかよらな性質を持つた自動車であることを知りながらなおこれに抵当権を設定して金融を与えるという必要が実際にあるのかどうか、ということを彼此比較検討いたしたのであります。その結果先ほど申上げましたように決してこれは抵当権の目的物として理想的なものであるとは考えないでありますけれども、公示制度も備わり、この動産を特定することができますならば、この制度を設けることによる利益のほうが、今申上げましたような自動車の性質に伴うて欠陥以上に大きいものと考えまして立案いたした次第であります。

○伊藤修君 欠点はお認めになりませんが、その欠点を立法者としては、殊に民事局にいらっしゃるあなたが、国民に対しましてその点を如何ような手当をしても確保してやるということが私は親切じゃないかといふんです。ただ出したものに拘らわれずして、それを手当の方法があるならば、研究して手当の方法を条文に現わ

すような親切心を持つたらどうですか、こう言うのです。できたものをなんでも通さなくちやならん、そういう面子論を捨てて真に我々は法律と取組んでよい法律を出すというお考えにならないかと、こう考えておるんです。勿論あなたのお説を待つまでもなく、今日自動車事業に対し金融制度の途を開くということは私は決して不同意を唱えておるものじやないんです。それが必要だからどんな法律でもいいんだ、又債権者に対してそういう危惧の念を抱かしめてこの抵当権に頼らざるを得ないのだというよくな、ないよりはあつたほうがいいといふものよりも、完璧を期したもの、我々の人智を盡した、完璧を期したものを受けたほうが国民に対し利益じやないか。あなたもお認めになつたようになります。いう担保物としての適応性がない。本来適応性のないこの自動車に対しても、かような抵当権の創設を本法によつて認めますれば、後日必ずこれに対する訴訟事件が相當数出て来ることを私認知しなければならない。それに対するとところのあなたは当事者として責任を負わなければならん。でそういう点は我々としてやはり考えて置かなくてはなりません。考慮されるべきならんと思うのです。考慮される意思があるかどうかこの点を最後に伺つて置きます。

の十七条の関係ですが、十七条によつて車両法の十五条によるものであります
が、十五条のいわゆる一項の第一号の後段に、「又は自動車の用途を廃止したとき。」といふことが、村上さんは前段の言葉を承けて、いわゆる滅失を表現したものだ、こういうお説ですが、ましても、又本法の他の用語例から申しましても、用途ということは使用の目的……、こう解釈するのです。これは本法全文を読む際にそういうふうに解釈されますか。又他の立法例から申しても、あなたは裁判官の御経験があると思いますが、この文字をそういうふうに解釈されますが、この文字をそういうふうに解釈されるので、こういうお説ですが、当然であります。この滅失の場合におきましてこれを用途を廃止したというふうな使い分けはしていないはずであります。車両規則の中に用途という文字がありますが、これは使用の目的が、例えば従来乗用車のものを靈柩車にするとか、或いは撒水車にするとか、荷物を運んでおつたものを撒水車にするとか、消防用にするとか、警察用にするとかいうようなふうに、使用目的を変更するというふうな用語例もあるのです。だから本法の用語例といたしまして、單に用途という表現をそのまま前の文字を承けて、いわゆる滅失の場合を指しているのだというふうな解釈は私は出ないと思うのですが如何ですか。

を廃止したとき、自動車の用途といふうに読めば読めるのではないか。又この滅失解体と並べて書いてありますし、必ず抹消登録の申請をしなければならないとありますので、自動車が自動車でなくなつた、例えば自動車を土地に定着いたしましてこれを簡易住宅に転用するというような場合、これは物理的滅失ではありますけれども、經濟的な効用を廃止するという意味におきまして物理的滅失に準じて考えられるのであります。さような場合を意味するものと解釈できるということを申上げたのであります。

る、従つて十七条の規定の適用を考
る余地がないということになるわけ
あります。これが抵当権者に不公平
結果になるのではないかという点は
尤もであります。が、抵当権者の同意
得ずにかような行為をすることは、
れはいわゆる抵当権の侵害になる不
行為であります。所有者がみずか
抵当権の目的物を毀滅する場合と同
な関係になるわけであります。單に
法行為になりますのみならず、刑法
の犯罪にもなるわけであります。こ
方面からかような行為は禁庄される
と考えるのであります。

○伊藤修君 それは故意にそういう
とをやつた場合はともかくとして、一
易にこの条文を利用いたしまして抹
がきるのじやないでしようか。例
ば衝突いたしましてまだ使用に堪え
にもかかわらず、いわゆる毀損して
も使用に堪えないと言つてもできる
けでしようし、そういう場合はいわゆ
るこの車両法の十五条で予想してお
よう、減失解体しても原形がなくな
つてしまつたという場合だけを想定
していらつしやるでしようけれども、
いわゆる使用の用途を廃止したとい
ふのはどうの言葉から来れば、あなた
ように、解体してしまつたものが用
を廃止したというふうに解釈すれば、
れは別問題ですが、そういう解釈は山
廣いほうの言葉から来れば、あなた
うに、解体してしまつたものが用
を廃止したといふに解釈すれば、
あなたの解釈の通りいたしましたとこ
とは、少くも原形が存している場合
うが私は正しいと思うけれども、仮に
やはり抹消はできるでしよう。できま
すが、少くも原形が存している場合
うが私は正しいと思うけれども、仮に
ことは、これは刑法の何も問題にな
ん、合法的に抹消ができる。それに対

ますと登録があつて抵当権が消滅するのではなく、抵当権が消滅したから抹消登録をする、かように解釈いたしております。

があらうがなかろうが、抵当権の成り立ちは疑いない。抵当権はあるのですから、抵当権の実行ができなくなるのではない。それがなくなれば勿論抵当権は消滅する、抵当権消滅の唯一の重大なる理由でありますけれども、そうではなくして、物が現存する場合も想像されるのです。それでも後段の場合のごとく、いわゆる抵当権実行の時期を至らしめて、そのものによつて抵当権者が満足を得られるならば、それにおいて完済を行わしめるような権利を擁する利者に与えて置いたほうがいいのではないか、こういうのです。いわゆる登録抹消したならば、直ちに以てそれは抵当権の実行を不可能に陥らしめる、抵当権そのものは消滅しませんけれども、抵当権の実行を不可能ならしめる結果を法的にここで作つて置く必要があるからうか、こう思うのです。

本の問題と又関連して来るのです。要するに抵当権、こういう自動車抵当権に対するところの権利の実行を最後まで見守つてやるという考え方がここで打切られるという一つの穴ができるのです。あなたはただ善良な債務者のみを想像されるけれども、多くの債務者は善良にあらずして、いわゆる債務の完済ができない場合においては、善良の人といえどもなお且つ、不善良になりがちなものです。そういう場合を我想像しなければならんでしょう、従つて故意にやる場合は別といたしましても、善意の場合でもなお且つ、そういう自動車の用途を失つても、それから債務の完済を得られる場合を想像されるのです。そういう場合においても、その抵当権の実行はできない、期限の到来を認めない、従つてこういう場合には、いわゆる十七条によつて、十六条の後段の場合と同様な期限の到来を認めたらどうか、そつすることによつて初めて債権者の権利が確保されるのじやないか。

○伊藤修君 まあ私は村上さんのその御意見には納得できないのです。村上さんは如何によく堅持されても、民法の弁済規定を引用されても抜けられると思いますけれども、それは故意の場合はともかく、善意の場合があり得ると思います。あなたは自動車営業に対して精通なさつてられないからそういう考え方をなさるのです。そういう場合があり得ると思います。又自動車そのものが毀損されて後も、価格を持つものが十分担保権を消化して余りある価格を持つ場合もあり得るのでありますからただ單に用途を廃止したからといって、直ちに抵当権のあれを不可能ならしめるということよりは、結局後者の場合と同じように扱つて、抵当権の実行の時期を直ちに認めるよう十七条と同じような救済方法を認めたならば、私はこの債権者に対して有利であると考えるのです。殊に先ほどの車両法の用途の目的といふことは、後日私は必ずその判例が出来ますから、そのときにはあなたは責任をおとりになりますか。そういうような解釈は出て来ないと思う。だから本法において、まぎらわしい文字は、私は修正することがいいと思うのです。だからとにかくわかりにくい難解な、国民のために作る法律なんですから、國民が容易にわかるように作ることが今日の立法の技術になつておるのであります。又我第一国会以来、そういう方途を以て立法されておる、成るべく読んで見てわかるような法律を作るということですが、すべて我々が今日までとつて來た

ところの態度なんです。して見ますれば、この法律において難解な、少くとも我々が見ても難解である解釈が、あなたと私が議論しなくてはわからないような文字を使う必要はない。容易にわかるような表現に私は改める必要があると思う。

それから規則制定権の問題であります。が、規則制定権においてあなたと論議したところが、一時間二時間やつておつたつて終らないのですから、その問題には触れませんが、私といたしましては、これは単なる手続規定である。恐らく最高裁判所がこのルールを制定される場合において、単なる手続のみを規定するとは考えられない。又本法を一覽いたしましても、それだけでは晦い切れないと思うのです。いわゆる権利の得喪変更に對して影響を及ぼすし、実体法的なルールが定められなければ貰えないことは、あなたも容易に想像されると思います。単なる手続きで日にちをきめるとか、理由の証明を出すとかいうことでルールを賄ふると想うのですか。競完法の規定、或いは強制執行法のいろいろな規定を運用せざして、この法律を基本にいたしまして、そういう点を私は書かなかつたならば、ルール制定は目的を達し得ないと思う。これはもう火を賭のより明らかだと思います。従つて私はこのルール制定権に至らない範囲というものは、この法律自体の表現からいいますと、実体法的なものがルールの中に入差し加えられるることは予想されるが、あなたの説明はそういうものを差し加えないで、單なる手続規定のみはか書かないのだという保証がつくならば、これは別です。それでは自動車抵当法

○政府委員(村上朝一君) 先ほど申しましたように、このルールの内容といつたしまして、競落による所有権の移転等で、実体法上の事項を規定することは考えられるのであります。が、この競落による権利の移転は、本来抵当権の内容として当然予想されておることであつて、実質的にいいますと、全く新らしい権利の変動を規定するものではなく、ただそれを具体化する手続を規定する、その結果当初予定された権利変動が生ずる、かように考へることができます。

○伊藤修君 大分長くなつて失礼でありますけれども、もう少しお許し願いたいと思います。手続規定はあなたの一つしやる通りに制約されて書かれれば、これは私ども認めます。併しそれでは不可能であることは、これは必ずルールを上げて参りますれば我々も又非難しなければならないことになつて来る。そうしなければこれは賄えないものであることも、あなたの御説のように得喪変更に関するあれは仮にあるといたしましても、それは抵当権の内容から出て来るところの法的効果だところおつしやるのでけれども併し抵当権の本質から出て来るところの威力というものは不動産抵当でも予想されで明記されておることく、いろいろの法律効果が生ずるのです。それをもルールの中に含むかどうかということをこちらは懸念するのです。あなたの御説のように抵当権に当然含むところの権利内容、抵当権の効力といふものは、抵当権設定契約によつて当然當

たものであつて、そこから出来来る必然的効果は、当事者がそれに対しても処分を委ねておるのだから、ルールにおいてそれを変えても差支えないといふ御議論になるのですけれども、若しそうだとするならば抵当権の法的効果をいたしまして、滌除であるとか、或いは代価弁済はここに書いてあります。が、増価競売というような問題になつて参りました場合に、それをルールで定め得るかどうか。

○政府委員(村上朝一君) 汽自動車抵当法案におきましては民法の抵当権に関する規定のうち滌除の部分は規定をしていないのであります。自動車抵当については滌除の制度をとらない考え方なのであります。従いまして滌除の手続に伴います増価競売等の手續等が規則の中に規定されることはないと考えます。

○伊藤修君 ではルール制定権の範囲はお説のことく單なる手続のみといふことに我々はあなたの言質を取つて置きます。次にその滌除の問題ですが本法においてはこの代価弁済とかしてありますね。代価弁済いわゆる第三者の権利保護の方法として代価弁済の一つの方法だけを認めておりますが、これでは第三者の権利を保護するにはまだ足りないのじやないかと思うのです。又今日の自動車界におけるところの実態から考え合せましても、こういう債務付きのいわゆる担保権付きの自動車を買いたい得ることは往々あることです。むしろそういうものを買う場合が多いでしよう。その場合において又そういう担保権があるからそれに償却に困った場合において処分するのです。

から、その場合においてあらかじめ担保権を消滅してそしして品物を売ると、いう債務者に力がないことは、これは当然です。ですから担保権付きのまま譲渡されることが多く見受けられる場合、その場合を想像いたしまして、いわゆる第三者のために代価弁済の方法を本文において二ヵ条設けておるのであります。これだけでは私は第三者的権利保護としては足りないじやないかと思う。むしろいわゆる廃除権を認めることがいいのじやないか、そぢするならば担保権付きの自動車も容易に取引の目的として市場にこれが交換価値を認められる。不當にいわゆる抵当権者の権利の行使によつて自動車の本來持つ価値を……抵当権の一一番欠点は御承知の通り私が説明するまでもなく、抵当権の実行によつて不當に市場価格を減殺されることです。抵当物の価値が必ず減殺されるのです。本来百万円のものが抵当権を設定し抵当権の実行という圧力によつて、本来百万円に売れるものが八十万円、五十万円といふことになるのです。これはもう学問上においても常に憂えられておるところの問題なんです。実際の取引の場合においても、それが十が十までそういう形態を備えておるのであります。従つてそれを第三者が排除するためには、その抵当権を、第三者的権利行使によつて抵当権を消滅させるといふ処理の権利を第三者に認めることが、いわゆる自動車取引におけるところのいわゆる第三者保護のために十分大きな効用をもたらすものではないか。代価弁済のみではなくして滌除の方法によれば真に公正なる価格が出て来るのです。不當に抵当権者の圧力をその自動車にこう

●政府委員(村上朝一君) 滯除の制度は他の動産抵当即ち自動車、農業用動産抵当につきましても特に適用を排除されております。成るべく手続を簡易にするという趣旨であろうかと思うのであります。一方船舶につきましては、滯除の制度が適用されるわけでありまですが、滯除の通知がありますと、抵当権者は一ヶ月内に増価競売の請求をしなければならんことになります。又その請求をした後三日以内に増価競売の申立てをしなければならぬけであります。一般的の不動産と異りまして移動する物件につきましてこの滯除の規定を設けますと、抵当権者といたしましては抵当権実行に当つて先ず財産取得者に実行の通知をし、その他滯除の通知があれば増価競売の申立てをするという一連の手続をいたします間に、そのものの所在が變つて結局抵当権の実行が極めて困難になるということも考へられるのであります。現に船舶につきましてはさような趣旨において滯除の制度は船舶に適用しないように改正されるべきだという意見も相当あるのであります。自動車抵当につきましてはそれの事情を考慮いたしましたして、滯除の制度を適用しないことに立案いたしましたのであります。

○伊藤修君 これは要するに本来動産抵当というものは、これは本質論に又戻るようですがけれども、動産抵当の場合において、いわゆる農業資産であるとか、或いは工場財團であるとか鉄道財團とか集団物に対するところの抵

当権の場合においては、滌除は不適當であること、これは認めます。併し一箇の物を備えていわゆる抵当権にふさわしいものであるといふ動産と、いうものに対して、船舶のごとき、或いはこういう自動車のごとき……認める場合においては、むしろ船舶と同様に考えることが当然じやないか。移動することは船舶も自動車も……船舶のほうがより以上世界的に移動するのですから自動車の比ではないのです。但し船舶に対する移動するから、実行に対する不便があるから廢止するという意見がある、それは意見に過ぎないのである。今日船舶においてもそれへ行われておる、外国立法においても行われておるのであるから、日本のみがそれを行わないかつた場合において、果して船舶に対するところの世界的取引が認められない。自動車の場合においてただ移動されるかどうか。いわゆる船舶保險に対する条項は研究せられなければならない。問題があるが、容易にそれは実現できない。自動車の場合は、どうに便宜とするからといふ一事で以て滌除権を認めないと、いうことは理由にならん。それは要するに債権者のほうに便益のうに作ろうとするから……、債務者のほうにも権利を認めて、公平に債務者との権利も保護しよう、又第三者の権利にならん。債権者も保護してやらなければならぬ。債権者が面倒臭いからといふことは、当然です。債権者がそういう債務者を不适当に安く指定するから、物権を置いておるのです、公正なるところの価値を保存させようとすることが債権者にとっては当然です。債権者がそういふ倅を、滌除権の行使は債権者にも痛いといふ考え方を阻止するため、財産

ためであり、第三者のためである、こととは御承知の通りです。だからあえて本法の場合にこれを否定する理由はないと思うのです。それは農業資産の場合にはこれは取上げていません。それは抵当権の本質にふさわしくない、工場財團の場合もふさわしくない。その他鐵道財團の場合もそうである。そういう集団のものに対するところの抵当権の場合には勿論認めないはうが適當でありますよう。併しこういう單一物、特定物に対するところの濫除権を認めて、債務者の権利及び第三者の権利を保護することがこれは公平ではないかと思います。

○政府委員(村上朝一君) この濫除の制度につきましては、不動産の場合におきましても、財産取得者が不當に安い値段で申入れた場合に、債権者が抵当権の実行を暫らく待つて抵当物の値上がりを待つというような機会を失わなければならんといふような火陥があるのですのでありますて、外国の立法例におきましても近時廃止しておる例もあるよう聞いております。もとより抵当権者の立場だけから立法いたすことは適当でないでありますけれども、この自動車抵当の場合におきましては、最初に申上げましたようになるべく手続を簡易にするといふような趣旨からこの濫除の制度をとらなかつた次第であります。

○伊藤修君 私はその点については不満です。ですからこれは債権者の権利を保護することに汲々として、債務者及び財産取得者のかたぐの権利を保護しないことになりますから承服できません。同条で救済しようということ

10. The following table shows the number of hours worked by each employee in a company.

属物、附屬器具というような規定が、何か省令にしろ何にしろ、ほかのところでそんなのがはつきりしていると、こんな場合に非常にトラブルが少くなるのだと思うのですけれども、そういう御見解は政府のほうで如何ですか。

○政府委員(牛島辰彌君) 自動車の販売その他におきまして、実際に只今御指摘になりましたような、或いは工作機械であるとかといふようなものがついております場合も、つかない場合も実際はあるのであります。それでついでおりますラジオにいたしましてはつも、最近の乗用車等におきましてはついておる場合もありますし、ついてないような場合もあります。ついておりますような場合には、やはり当然これは從物として考えておりますが、若しもついていないような場合には、設定行為に別段の定めがある場合といふことで解決したい。特段の契約を定めをして置きまして、はつきりさせたい、こういうように考えております。

○委員長(植竹春彦君) それじゃ他の御質問がなければ……。

○伊藤修君 これは本法に直接關係ないのですが、私の見るところによりますといふと、今日この自動車に対しまして道監とか陸運とか、いろいろな監督機関があるのですが、局長ですか、牛島さんはその衝に当つていらっしゃるのですか、昨日の新聞ですか、埼玉の事件のこと、あれはたま／＼のことであつて、ああいう例は恐らく多くあると思うのです。又ああいう程度に至らんでも、道監あたりの組織が私は相当腐敗しておりますということは断言して憚からぬ。これに対するところの私は適切な監督権を使ひて頂くとか、何らかの御処置をとつて頂かない、延いては折角民間にこの行政権を委託した委員会制度といふものが、国民の信頼を失くことになると思います。今日道監のときは、全く私は私情によつて左右されられておる。或る勢力によって左右されておると断言して憚からぬ。こういう点に対して、基本的にこれをこういう重要な私権の得喪変更を目的とするこういう重要なものを、そこに今度監理を委託する、登録すれば、今回の登録は初めてのことになりますと、なお更今後責任が重くなつて来る。将来法律においていろいろな事項を相当委託されることと思うのです。従つてより以上私は公正な立場に立つて、國民のために仕事を処理して頂かなくちやんらん。遺憾ながら今日の道監の全国の組織といふものは、全く一部業者のとにかく相當の勢力といつて現われて来る。この点は勿論司法當局としても、この点に対しては我々

しやるのですが、なお全国の道監、あるいは陸運の事務において、非常に我々として法務関係としては納得のできないなされ方があるように見受けられるのです。たま／＼じゃないのですが、たま／＼現われて来たのは、今朝の新聞ですか、昨夕の新聞ですか、埼玉の事件のこと、あれはたま／＼のことであつて、ああいう例は恐らく多くあると思うのです。又ああいう程度に至らんでも、道監あたりの組織が私は相当腐敗しておりますということは断言して憚からぬ。これに対するところの私は適切な監督権を使ひて頂くとか、何らかの御処置をとつて頂かない、延いては折角民間にこの行政権を

運行政の最末端の陸運事務所における事務の監理能力が非常に弱い点もござりまするし、最近車両の検査登録に関しまして、各所におきまして誠に申訴のない事態を惹起いたしましたことは、私といたしまして誠に恐縮に堪えないとこでございます。これに至りますにつきましては、種々原因もあつたろうかと思うのであります。が、今後の検査登録の事務につきまして、なお陸運事務所全般の綱紀の釐正につきましては、十分に気を付けまして、かかる不名誉な申訴のないことがないように、気を付けて参りたいと思つております。

○委員長(植竹春彦君) それでは運輸、法務連合委員会をこれにて閉じます。

午後三時七分散会 出席者は左の通り。

委員	委員長	運輸委員	理事
高木 正夫君 前田 稔君 松浦 定義君 鈴木 清一君	北村 一男君 長谷山行毅君	牛島 辰彌君 岡田 信次君 小泉 秀吉君 高田 寛君	鈴木 安寿君 伊藤 修君

強くこれに對して要望いたしたいと思うのですが、我々の所管において處理するまでもなく、当面の事務処理の担当責任者たるあなたにおいて、相当の嚴重な訓令でも出して頂きまして、この処置を講じて頂きたい、かように考えております。

○政府委員(牛島辰彌君) 只今伊藤委員から御指摘になりましたように、陸運行政の最末端の陸運事務所における事務の監理能力が非常に弱い点もござりまするし、最近車両の検査登録に関する事務の監理能力が非常に弱い点もござりまするし、最近車両の検査登録に關しまして、各所におきまして誠に申訴のない事態を惹起いたしましたことは、私といたしまして誠に恐縮に堪えないとこでございます。これに至りますにつきましては、種々原因もあつたろうかと思うのであります。が、今後の検査登録の事務につきましては、十分に気を付けまして、かかる不名誉な申訴のないことがないように、気を付けて参りたいと思つております。

○委員長(植竹春彦君) それでは運輸、法務連合委員会をこれにて閉じます。

事務局側	委員長	委員	委員長	委員	委員長	委員	委員長	委員	委員長	委員	委員長	委員
事務局側	政府委員	委員	自動車局長	運輸省	自動車局長	北村 一男君	長谷山行毅君	牛島 辰彌君	岡田 信次君	小泉 秀吉君	高田 寛君	鈴木 安寿君
	運輸省自動車局整備部長	佐竹 達三君										
	法務府民事局長	村上 朝一君										
	会員門員常任委員	古谷 善亮君										
	会員門員常任委員	岡本 忠雄君										
	会員門員常任委員	長谷川 宏君										

昭和二十六年五月二十八日印刷

昭和二十六年五月二十九日發行

參議院事務局

印刷者 印刷所